

ID: 3004

担当部署: 産業観光課

処分の概要	許可証又は従事者証(第9条第1項の許可に係るものに限る。)の再交付(2以上の市町村の区域に係るものを除く。)		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第9条第9項		
法令番号	平成14年法律第88号		
<p>【基準】</p> <p>法第9条第9項の規定による。</p> <p>9 第1項の許可を受けた者は、その者又は従事者が第7項の許可証(以下単に「許可証」という。)若しくは前項の従事者証(以下単に「従事者証」という。)を亡失し、又は許可証若しくは従事者証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に申請をして、許可証又は従事者証の再交付を受けることができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 22 年 3 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日